

## 傍聴要領

- 1 傍聴する場合の手続（抽選を行う場合は、その旨及びその方法を記載する。）
  - (1) 傍聴を希望する方は、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示により会場に入室してください。
  - (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。
  
- 2 傍聴することができない者  
次に掲げる事項に該当する者は、会議を傍聴することができません。
  - (1) 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
  - (2) プラカード、旗、ビラの類を携帯している者
  - (3) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
  - (4) 酒気を帯びていると認められる者
  - (5) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
  
- 3 傍聴するに当たって守っていただく事項  
傍聴人は、次に掲げる事項を守り傍聴してください。
  - (1) 会議を傍聴するに当たっては、市民会議（審議会等の長）の指示に従うこと。
  - (2) 拍手その他の方法により、会議における発言に対して、公然と賛否を表明しないこと。
  - (3) 発言し、又は騒ぎ立てないこと。
  - (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
  - (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
  - (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、市民会議（審議会等の長）の許可を得た場合は、この限りではない。
  - (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。
  
- 4 傍聴人が、3の事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。